受診時コロナ疑い患者対応点数チャート(電話・情報通信機器) 2022年11月1日現在

電話•情報通信機器

公費②該当項目以外は通常の保険で請求

公費負担者番号:28270601

公費受給者番号:9999996

初再診料(電話・オンライン)

医療機関 初診料 214点 73点 再診料

初診料

情報通信機器届出 医療機関

(電話) 214点

再診料 73点

(情報诵信機器) 251点

公費② ※届出不要



二類感染症患者入院診療加算 (電話・オンライン) 250点

陽性者に対してコロナ感染症に係る診療を行った場合算定可

主として診療を行っている医師が属する一つの医療機関のみ算定可

1日1回算定可



重症化リスクの高いもの(注1)に対する電話等による診療 ★2022年5月1日~2023年3月31日まで 147点

①または② いずれかに該当 ①診療・検査医療機関かつ自治体HPに公表した医療機関

②保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関

初回のみ算定可(2022年11月1日より変更)

↓2022年11月より追加された要件↓ (注2)

電話等の診療への対応を公表すること、季節性インフルに対応する体制もあること

以下の①または②のいずれかに該当すること

①新たに電話等診療を開始した場合(2022年12月末までの開始が条件)

②既存の対応医療機関で時間外または土日等も電話等診療に対応かつ週8枠以上に対応する体制あり

注1 【重症化リスクの高いものとは】

- ①65歳以上の者
- ②40歳以上65歳未満の者のうち*の重症化リスク因子

を2つ以上持つ者

- *ワクチン未接種者(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患 (COPD 等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異 常症、肥満(BMI30 以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由 による免疫機能の低下
- ③妊娠している者

注2 電話等による診療【2022年11月より追加された要件】

- ●電話等の診療への対応を自院や自治体ホームページ等で公表しており、季節性イン フルエンザに対応する体制を有していること
- ●以下の①または②に該当すること
- ①2022年11月1日以降に、12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた 新型コロナウイルス感染症の診療を開始した医療機関である場合
- ②2022年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染 症の診療を行っていた保険医療機関であって 1週間に8枠以上(疑い患者「外来」チャート注1③参照)かつ診療時間以外の時間または土 曜日もしくは休日の3時間以上「電話や情報通信機器を用いた」新型コロナウイルス感染症 の診療を行うことが可能な体制を有している場合

投薬する場合

・処方箋料など

・処方料&薬剤料など